

○上越市総合計画審議会規則

昭和46年7月30日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市総合計画審議会条例（昭和46年上越市条例第86号）の規定に基づき、上越市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるための部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(幹事)

第3条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の能率的かつ有機的な調査審議を図るため、上越市総合計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に必要な調査をするとともに、計画の進行管理に当たる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。